

1 調査の概要

(1) 趣旨

- ・国勢調査は、統計法第5条第2項に定める基幹統計調査として、総務省統計局が日本に居住する全ての人を対象に実施する、我が国最大の全数調査
- ・1920(大正9)年の第1回調査以来、最も基本的かつ重要な統計調査として5年ごとに実施されており、今回調査は22回目

(2) 調査期日・対象

令和7年10月1日午前零時現在、国内に3か月以上常住する全ての人

(3) 調査事項

① 世帯員について

「男女の別」「配偶の関係」「就業状態」「従業地又は通学地」など13項目

② 世帯について

「世帯員の数」「世帯の種類」「住居の種類」「住宅の建て方」の4項目

(4) 調査の流れ



(5) 結果の公表

総務省「人口速報集計」(令和8年5月予定)に先行し、県の速報集計公表直後の令和8年4月頃に本市の速報集計を公表予定

2 令和7年国勢調査の実施に向けた基本的な総務省の考え方

(1) インターネット回答の積極的推進

- チャレンジ目標 **50%**(R2:市34.2% 全国37.9% 県31.1%)
- QRコード読み取りによるダイレクトログイン(ID・PASSの自動入力)
- ※インターネット回答が困難な方々(外国人や障害者、高齢者など)に対するコンタクトセンターによる回答サポートなど、全ての方の回答を支援する方策の充実

(2) 広報・協力依頼の充実・強化

- 郵便局員等の調査員への参加を促進し、地域密着の調査を実施
- サポーター企業・団体と連携し、官民一体での調査実施(協力体制の強化)

3 スケジュール(案)



4 推進体制(案)

- ① 本調査を円滑かつ効果的に遂行し事務の万全を期すため、全庁的な協力体制を確立
※ 指導員231人を全て市職員が対応(各部局の割当て人数は職員数で按分し算出)
- ② 調査事務においてより迅速な対応を行うため、政策開発部長を本部長とする体制
※ 福島県実施本部の本部長は企画調整部長

令和7年 国勢調査 郡山市実施本部(案)



令和2年 国勢調査 郡山市実施本部

